

## 宇都宮市不妊に悩む方への特定治療支援事業要綱

### (目的)

第1条 子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、子どもに恵まれない夫婦に対し、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という）の、治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、宇都宮市内に住所を有し、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された者であり、かつ、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である者とする。

### (所得要件)

第3条 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。

2 前項の所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条を準用する。

3 第1項の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用する。

### (助成の額等)

第4条 助成の額は、特定不妊治療に要した費用であって、治療1回（採卵準備のための投薬開始から体外受精1回又は顕微授精1回に至る治療までとし、当該治療以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。）につき30万円（ただし、別表のC及びFの治療については、17万5千円）までを限度とする。

2 前項の場合において、1回の治療に要した額が15万円（ただし、別表のC及びFの治療については、7万5千円）以下の場合には費用の全額を、15万円を超える場合は15万円を超えた額の2分の1を15万円（ただし、別表のC及びFの治療については、7万5千円を超えた額の2分の1を7万5千円）に加算した額を助成する。ただし、市税に滞納がある場合には、15万円（ただし、別表のC及びFの治療については、7万5千円）までを限度とする。

3 第1項の助成は、通算で6回まで行うことができる。ただし、新規で特定不妊治療の助成を受ける場合において、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるときは、3回までとする。また、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。

4 第1項のうち初回の治療に限り45万円（ただし、別表のC及びFの治療を除く。）まで助成するものとし、第2項の規定によらず治療に要した費用を45万円まで全額助成する。ただ

し、市税に滞納がある場合には、30万円までを限度とする。

- 5 特定不妊治療のうち、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、第1項及び第4項のほか、1回の治療につき15万円まで助成する。（ただし、別表のCの治療を除く。）

（対象となる治療等）

第5条 助成の対象となる行為は、次条の規定により指定された医療機関において実施される特定不妊治療（医師の判断に基づき止むを得ず治療を中止した場合を含む。）とする。ただし、次に掲げる行為を除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母によるもの
- (3) 借り腹によるもの

- 2 助成の対象となる特定不妊治療は、別表のAからFまでのいずれかに当てはまるものとし、G及びHは助成の対象としない。

（医療機関の指定等）

第6条 市長は、この事業の対象となる特定不妊治療を実施する医療機関を指定するものとする。

- 2 前項の指定を受けようとする医療機関は、特定不妊治療費助成事業実施医療機関指定申請書（以下「指定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は指定申請書を受理した後、速やかに、指定の要件に基づき可否の決定を行い、指定医療機関に通知するものとする。
- 4 指定医療機関の設置者は、届出内容を変更する場合又は指定を辞退しようとするときは市長に届け出なければならない。
- 5 市長の指定を受けた医療機関（県外の医療機関を除く。）は毎年の特定不妊治療の実施状況を市長に報告するものとする。
- 6 指定を受けた医療機関については、3年ごとに要件に照らして再審査を行うものとする。
- 7 市長は、指定を受けた医療機関において、第3項の指定の要件に反すると認めるときは、指定の取消を行うことができる。
- 8 特定不妊治療を実施する医療機関であって、都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市という。）若しくは中核市（同法第252条の22第1項の中核市をいう。）の知事又は市長が指定するものは、第1項に規定する市長が指定する医療機関とみなす。

（助成の申請）

**第7条 特定不妊治療費の助成を受けようとする者は、治療が終了（第5条に定める中断を含む。）**

した日の属する年度内に、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その期間内に申請をすることができないやむを得ない事由があるときは、治療が終了した日の属する年度の翌年度の末日まで申請をすることができるものとする。

(助成の決定)

第8条 市長は、助成申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、助成の適否等を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請書に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって助成を受けた者がある場合は、その者に対し、すでに受けた助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特定不妊治療費助成事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

制定文 抄

平成16年4月1日から適用する。

改正文(平成17年4月1日告示第191号)抄

平成17年4月1日以降の特定不妊治療費助成分から適用する。

改正文(平成18年4月1日告示第255号)抄

平成18年度分の助成から適用する。

改正文(平成19年4月1日告示第215-10号)抄

平成19年度分の助成から適用する。

改正文(平成20年4月1日告示第180-29号)抄

平成20年4月1日(平成20年度分)から適用する。

改正文(平成21年4月1日告示第465-5号)抄

平成21年4月1日(平成21年度分)から適用する。

改正文(平成21年10月1日告示第465-5号)抄

平成23年4月1日(平成23年度分)から適用する。

改正文(平成23年4月1日告示第189号)抄

平成24年4月1日(平成24年度分)から適用する。

改正文(平成24年4月1日告示第184号)抄

平成25年4月1日(平成25年度分)から適用する。

改正文(平成25年4月1日告示第154号)抄

平成26年4月1日(平成26年度分)から適用する。

改正文(平成26年4月1日告示第160-28号)抄

この要綱による改正後の宇都宮市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱第4条第4項及び第5項の規定は、平成28年1月20日以後に治療が終了した特定不妊治療について適用する。

改正文(平成28年3月2日告示第83-4号)抄

平成28年4月1日(平成28年度分)から適用する。

改正文(平成28年4月1日告示第160-26号)抄

平成30年4月1日(平成30年度分)から適用する。

改正文(平成30年3月30日告示第124号)抄